

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 1

支出年月日	区 分		
令和7年4月2日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社経済ジャーナル	支払金額		
	33,000円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
経済ジャーナル購読料 (12ヵ月)	12ヵ月	2,500	30,000
消費税 10%		3,000	3,000

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証

No 020943

No. 10153

市民クラブ様

内訳

¥ 33,000 -

10% 30,000 -

消費税 3,000 -

但し 広告料、購読料 (消費税込み)

上記正に領収致しました

現金

2025年4月2日

小切手

係 印



Economic Journal 経済ジャーナル

登録番号: T3440001004606

〒1-0811 函館市富岡町1丁目32番12号

TEL (0138) 41-1117(代) FAX 41-2121

金額訂正並に社印押印なきもの無効。

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 2

支出年月日	区 分		
令和7年4月22日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (有)パピエ吉田 吉田紙店	支払金額		
	25,080円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
エプソンインク TAK-Y <sup>△</sup> L	3	3,300	9,900
" KEN-MB <sup>△</sup> L	3	3,300	9,900
A4 PPC	1	3,000	3,000
消費税	10%	2,280	2,280

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 書

市民クラブ 様 7年4月22日

¥25,080

但 インク、紙代  
上記正に領収いたしました

(有)パピエ吉田

吉 田 紙 店

税率10%

消費税 ¥ 2,280

〒040-0073 函館市宮前町23番13号

TEL0138-41-2310 FAX0138-41-8555

e-mail: [REDACTED]

T6440002003629



納品書 7年4月22日

No. \_\_\_\_\_

(有)パピエ吉田

市民クラブ様

吉田紙店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号  
TEL (0138)41-2310 FAX (0138)41-8555

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)
1 イソパル TAK-Y-L	3	3300	9900	
2 KEN-MB-L	3	3300	9900	
3				
4				
5				
6				
合計(税抜・税込)	税率	消費税額等		
	10%	消費税額等	1980	
消費税額等	1980	税込合計金額	¥21,780	

コクヨ U-341

納品書 7年4月22日

(有)パピエ吉田

市民クラブ様

吉田紙店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号  
TEL (0138)41-2310 FAX (0138)41-8555

登録番号 T6440002003629

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)
1 A4 PPC	1		3000	
2				
3				
4				
5				
6				
合計(税抜・税込)	税率	消費税額等		
		消費税額等		
消費税額等	300	税込合計金額	3,300	

コクヨ U-341

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 3

支出年月日	区 分		
令和7年5月30日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社三省堂書店 函館営業所川原店			支払金額
			1,980円
摘要 (品名)	数量	単価	金額
ヒポクラテスの告発	1冊	1,980	1,980
実録 自民裏金取材	1冊	1,540	1,540
ドキュメント北海道路線バス	1冊	1,980	1,980
イスラエルの自滅	1冊	1,034	1,034
プロパガンダの見抜き方	1冊	1,056	1,056
(消費税10%、690円を含む)			7,590
以下の4冊は自己負担とする			
ヒポクラテスの告発	1冊	1,980	1,980
実録 自民裏金取材	1冊	1,540	1,540
イスラエルの自滅	1冊	1,034	1,034
プロパガンダの見抜き方	1冊	1,056	1,056
自己負担小計			5,610
差 引			1,980

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

# 領 収 証

(Receipt)

№ 006346

市民クワック 様

¥7,590-

品名 (Articles)	数量 (Quantity)	単価 (Unit Price)	合計 (Amount)
内 パソコンの広告			¥1,980
記録 自民会金取付			¥1,540
外 トヨタの北海道路線バス			¥1,980
パソコンの自派 パソコンの自派			¥1,034

上記代金正に領収致しました  
(消費税等10% 690円を含んでいます)

平成25年 5月 30日

¥1,056



株式会社 三省堂書店 函館支店

〒041-0844 函館市川原町4-18

TEL 0138-30XXXX

登録番号:T7010001016830

売場	係員	
----	----	--

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）


会派名 市民クラブ

伝票番号 4

支出年月日	区 分		
令和7年6月2日	調査研究費・研修費・ <u>広報広聴費</u> ・会議費 資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費		
支払先 キャリアバンク株式会社			支払金額
			1,200円
摘要（品名）	数量	単価	金額
全部事項証明書（土地）	1部	600	600
全部事項証明書（建物） （旧ロシア領事館売買に係る基準地価の基準地の確認のため）	1部	600	600

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

お買い上げ証明書	
市民クラブ様	
金	1,200 円也
但し、印紙・切手代金として 上記のとおり売り払いしたことを証明します。	
（印紙売捌き事業受託事業者） 函館地方法務局 本局内 キャリアバンク株式会社	
	

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000347740
地図番号	連-20-1-4・20-3-4 連函120-1-4・20-3-4	筆界特定	余白		
所在	函館市船見町	余白			
	函館市弥生町	昭和40年7月1日変更 昭和40年12月16日登記			
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
43番4	宅地	256.19		余白	
7番11	余白	余白		①変更 〔昭和40年7月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和31年5月4日 第4806号	原因 昭和30年12月24日売買 所有者 [REDACTED] 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	平成18年9月22日 第20957号	原因 昭和41年11月18日相続 所有者 [REDACTED]
3	所有権移転	平成19年5月25日 第10771号	原因 平成18年10月27日相続 所有者 [REDACTED]



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年6月2日  
函館地方法務局

登記官

加藤 正 明



\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D66442 (-1/2)



参考様式第1号

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 5

支出年月日	区 分		
令和7年6月16日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
有隣堂 新百合ヶ丘店	支 払 金 額		
	950円		
摘 要（品名）	数量	単価	金 額
週刊東洋経済 喰われる自治体	1冊	864	864
消費税10%、			86

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

登録番号 T2-0200-0102-9308

領 収 書

№ 020288

2025年6月16日

〒215-0021 川崎市麻生区上麻生1-4-1



有隣堂新百合ヶ丘店  
電話044(965)3075

市民クラブ様

金 額	摘 要
¥950	

上記正に領収致しました

内 訳		
10%対象	950 円	(内消費税 86 円)
8%対象		(内消費税 円)
非課税		

但し

書籍代

として

収入印紙

扱 者

# 内訳書

No.	品名	出版社・メーカー	数量	本体価格
1	週刊東洋経済 喰わねる自治体	東洋経済新報社	1	864
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
小計				864
税				86
合計				950

領収書番号： 020288

※本紙は領収書ではありません。

参考様式第1号

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ


伝票番号 6

支出年月日	区 分		
令和7年6月30日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚		支払金額	
		2,290円	
摘要（品名）	数量	単価	金額
公文書の写し作成費（白黒）	229枚	10	2,290

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

No 003030

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会市民クラブ 工藤 篤 様				
年度	7	会計	一般	金額
款	諸収入	項	雑入	¥2,290 (10%対象 内消費税額 208円)
目	雑入	節	その他の雑入	
摘要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用			取扱者印 
	<input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用			
	<input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			
上記金額を領収しました。				登録番号
令和 7 年 6 月 30 日				T6800020004010
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野呂健尚				

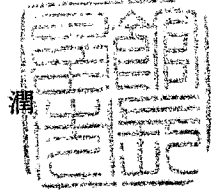
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和7年(2025年)6月16日

市議会 市民クラブ  
工藤 篤 様

函館市長 大 泉



令和7年5月19日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和7年 6 月 30 日 16 時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※ 時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	保健福祉部指導監査課 電話 21-3926	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 令和6年10月30日決裁 有料老人ホーム設置者に対する実地検査の実施について（通知）(1)
- 2 令和6年10月30日決裁 有料老人ホーム設置者に対する実地検査の実施について（通知）(2)
- 3 令和7年2月7日決裁 有料老人ホーム設置者の行政処分（事業の改善命令）に係る弁明の機会の付与について（通知）
  - (1) 令和7年2月7日決裁 有料老人ホーム設置者の行政処分（事業の改善命令）に係る弁明の機会の付与について（通知）
  - (2) 有料老人ホーム実地検査指導調書（住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽分）
  - (3) 有料老人ホーム実地検査指導調書（サービス付き高齢者向け住宅サルレー石川分）
  - (4) 有料老人ホーム実地検査指導調書（住宅型有料老人ホームベーネ函館悠楽分）
- 4 令和7年3月12日決裁 有料老人ホーム事業者に対して実施した弁明の機会の付与の結果について（通知）
- 5 令和7年3月12日決裁 有料老人ホーム設置者に対する不利益処分（事業の改善命令）について（通知）
- 6 令和7年3月14日決裁 有料老人ホーム廃止届出書
- 7 令和7年3月21日決裁 有料老人ホーム設置者に対する不利益処分（事業の改善命令）の配達証明付き内容証明による通知について
- 8 令和7年3月28日決裁 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業所に対する事業の改善命令に係る告示について
- 9 令和7年4月3日決裁 有料老人ホーム廃止届の受理について（通知）
- 10 令和7年4月22日受付 有料老人ホーム廃止届出書

○ 公開しない部分の内容および理由

- 3 令和7年2月7日決裁 有料老人ホーム設置者の行政処分（事業の改善命令）に係る弁明の機会の付与について（通知）中
  - (1) 有料老人ホーム実地検査指導調書（住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽分）のうち、従業員の氏名
  - (2) 有料老人ホーム実地検査指導調書（住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽分）に添付された
    - ア 入居契約書のうち、入居者の氏名、生年月日、性別、入居日、個人の印影、居室番号、入居一時金の総額、支払方法、署名代行者、身元引受人、返還金受取人の氏名、住所、続柄、電話番号および個人の印影
    - イ 確認書のうち、入居者の氏名、居室番号、代理人の住所、氏名および個人の印影
    - ウ 聴取調書のうち、聴取相手方の職、氏名（代表者および当該施設名等を除く）および個人の経歴が判明する記載
  - (3) 有料老人ホーム実地検査指導調書（サービス付き高齢者向け住宅サルレー石川分）のうち、従業員の氏名
  - (4) 有料老人ホーム実地検査指導調書（サービス付き高齢者向け住宅サルレー石川分）に添付された

- ア 入居者一覧のうち、入居者の氏名
- イ 従業員名簿のうち、個人コード、氏名、氏名(カナ)、性別、生年月日、入社年月日、年齢および勤続年数
- ウ 職員勤務表のうち、従業員の氏名
- エ 出向通知兼同意書のうち、従業員の氏名および個人の印影
- オ 意見書のうち、従業員の氏名および個人の印影
- カ 予定表兼施設日誌のうち、入居者および従業員の氏名
- キ 連絡状況管理票兼施設日誌のうち、入居者および従業員の氏名
- (5) 有料老人ホーム実地検査指導調書(住宅型有料老人ホームベーネ函館悠楽分)のうち、従業員の氏名
- (6) 有料老人ホーム実地検査指導調書(住宅型有料老人ホームベーネ函館悠楽分)に添付された
  - ア 入居契約書のうち、契約締結日、入居予定日、入居日、入居者の氏名、生年月日、性別、個人の印影、居室番号、入居一時金の総額、支払方法、入居一時金の償却起算日、入居一時金償却期間、身元引受人、返還金受取人の氏名、住所、続柄、電話番号および個人の印影
  - イ 聴取調書のうち、聴取相手方の職、氏名および個人の経歴が判明する記載
- 7 令和7年3月21日決裁 有料老人ホーム設置者に対する不利益処分(事業の改善命令)の配達証明付き内容証明による通知について中、当該法人代表者の住所
- 8 令和7年3月28日決裁 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する事業の改善命令に係る告示について中、法人代表者の住所および生年月日
- 10 令和7年4月22日受付 有料老人ホーム廃止届出書のうち、株式会社ベーネ函館入居者一覧中、入居者の氏名、性別、年齢、介護度、生活保護受給の有無、転居先、介護保険者、利用している居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャー氏名

当該情報のうち、特定個人の氏名、生年月日、年齢、家族に関する情報、住所、電話番号、部屋番号、個人コード、職業、入社年月日、出勤状況等が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報、社会的活動およびその他個人生活に関する情報であり、公表されておらず、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、また、特定個人の印影については、個人の法的手続きにおいて使用される可能性があることを踏まえるとこれを公開した場合、これを用いて文書が偽造されることなどにより個人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性がある情報であるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

- 1 令和6年10月30日決裁 有料老人ホーム設置者に対する実地検査の実施について(通知)(1)中
  - (1) 当該法人の具体的な経営状況についての記載
- 2 令和6年10月30日決裁 有料老人ホーム設置者に対する実地検査の実施について(通知)(2)中
  - (2) 2 実施理由のうち、当該法人の具体的な経営状況についての記載

3 令和7年2月7日決裁 有料老人ホーム設置者の行政処分（事業の改善命令）に係る弁明の機会の付与について（通知）中

- (1) 弁明の機会の付与通知書（住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽分）のうち、当該法人の具体的な経営状況についての記載
- (2) 弁明の機会の付与通知書（サービス付き高齢者向け住宅サルーテ石川分）のうち、当該法人の具体的な経営状況についての記載
- (3) 弁明の機会の付与通知書（住宅型有料老人ホームベーネ函館悠楽分）のうち、当該法人の具体的な経営状況についての記載
- (4) 有料老人ホーム実地検査指導調書（住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽分）に添付された

ア 食事サービス提供業務委託契約書中

(ア) 受託者の判明する記述

(イ) 法人の印影

(ウ) 業務委託料の金額

イ 振込振替実行結果

ウ 口座振替承認結果

エ 小口現金取扱一覧

オ 入居者の利用料収入一覧

カ 公租公課の領収証書、内訳書等

キ 公共料金の請求書兼領収書

ク 入居者への説明会概要

ケ 今後の事業運営について

コ 確認書のうち、法人の印影

サ 業務委託契約書のうち、委託報酬および法人の印影

シ 聴取調書のうち、当該法人の具体的な経営状況についての記載

- (5) 有料老人ホーム実地検査指導調書（サービス付き高齢者向け住宅サルーテ石川分）に添付された

ア 出向契約書のうち、甲の判明する記述および法人の印影

イ 出向通知兼同意書のうち、甲の判明する記述

ウ 職員就業規則（表紙部分を除く）

エ 就業規則（変更）届のうち、賃金額および法人の印影

オ 予定表兼施設日誌のうち、介護サービス事業所および医療機関の名称

- (6) 有料老人ホーム実地検査指導調書（住宅型有料老人ホームベーネ函館悠楽分）に添付された

ア 聴取調書のうち、当該法人の具体的な経営状況についての記載

4 令和7年3月12日決裁 有料老人ホーム事業者に対して実施した弁明の機会の付与の結果について（通知）中

- (1) 弁明の機会の付与通知書（住宅型有料老人ホームベーネ函館悠楽分）のうち、当該法人の具体的な経営状況についての記載

- (2) 弁明書により確認した事実のうち、関係先の運営状況に関する情報についての記載、別紙意見のうち、関係先の運営状況に関する情報、破産管財人弁護士の印影

5 令和7年3月12日決裁 有料老人ホーム設置者に対する不利益処分（事業の改善命令）について（通知）中

- (1) 有料老人ホーム事業所に対する事業の改善命令について（通知）（住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽分）のうち、法人の具体的な経営状況についての記載

- (2) 有料老人ホーム事業所に対する事業の改善命令について（通知）（サービス付き高齢者向け住宅サルーテ石川分）のうち、法人の具体的な経営状況についての記載

7 令和7年3月21日決裁 有料老人ホーム設置者に対する不利益処分（事業の改善命令）の配達証明付き内容証明による通知について

- (1) 有料老人ホーム事業所に対する事業の改善命令（通知）（住宅型有料老人ホームペーネ函館分）のうち、法人の具体的な経営状況についての記載
- (2) 有料老人ホーム事業所に対する事業の改善命令（通知）（サービス付き高齢者向け住宅サルーテ石川分）のうち、法人の具体的な経営状況についての記載

当該情報のうち、振込振替実行結果、口座振替承認結果、小口現金取扱一覧、入居者の利用料収入一覧、公租公課の領収証書、内訳書等、公共料金の請求書兼領収書、委託報酬、甲の判明する記述、職員就業規則等については、法人内部の経理に関する情報、職員の人事制度および給与に関する情報であり、専ら法人内部に関する情報であることから、また、当該法人の経営状況についての記載、当該法人の業務委託契約の受託者の情報、当該法人から入居者へ配布された説明文書、介護サービス事業所名等その他の部分については、現に存在する当該法人の公開されていない経営状況に関する情報、取引先に関する情報および運営方針等に関する情報であり、営業活動上の秘密に関する情報であることから、また、関係先の運営状況に関する情報については、関係先の信用力に関する情報であることから、また、法人の印影については、重要な法的手続きにおいて使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるということができる情報であり、当該法人の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上のその他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

3 令和7年2月7日決裁 有料老人ホーム設置者の行政処分（事業の改善命令）に係る弁明の機会の付与について（通知）に添付された

- (1) 聴取調書のうち聴取内容（一般的な確認事項を除く）

当該情報のうち、聴取内容（一般的な確認内容を除く）については、実地検査の際の具体的な調査の方法が判明する情報が記載されているため、これを公にした場合、今後の調査において違反事実の発覚を免れようとする者に対する適切な調査が阻害され、調査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、または違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にする蓋然性があることから、函館市情報公開条例第7条第6号アの「監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」がある情報に該当します。

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 7 会

支出年月日	区 分		
令和7年7月2日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (有)パピエ吉田 吉田紙店	支払金額		
	10,565円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
別紙のとおり			10,565

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 書

市民クラブ 様 7年7月2日

¥10,565

但 事務用品代  
上記正に領収いたしました

(有)パピエ吉田

吉 田 紙 店

税率10%

消費税 ¥ 960

〒040-0073 函館市宮前町23番12号

TEL0138-41-2310 FAX0138-41-8

e-mail: [REDACTED]

T6440002003629



納品書 〇年〇月〇日 (有)パピエ吉田

市民クラブ様

吉田紙店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号  
TEL(0138)41-2310 FAX(0138)41-8555

下記のとおり納品いたしました

登録番号 T6440002003629

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)
1 スーパードライヤル 2474A	2	1230	2460	
2 " 2475A	1		1250	
3 " 2476A	1		1370	
4 シヤホールド-AK	100x		2060	
5 テントライル T-V10	13	130	1690	
6 ツインテック入	5	155	775	
合計(税抜・税込)	税率	消費税額等	960	
	%			
消費税額等	税率	消費税額等	960	
	10%			
消費税額等		960	税込合計金額	10,565

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 8

支出年月日	区 分		
令和7年7月20日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (株)近藤商会	支払金額		
	708円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
IR-ADVC3520FⅢ (6月分) 4500 基本料金			
カラーコピー 4500	3	16.00	48
カラープリント 4500	12	16.00	192
ブラック 4500	202	2.00	404
消費税 10%			64

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

お取引明細

いつも、ご利用いただきありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-07-20								引出
						お取引金額	消費税込 手数料	お取引後元帳残高
						¥708	¥330	*****

ご案内 \* お振込明細 \* 010025

お振込先

(カ)コンドウシヨウカイ 様  
ご依頼人 シンクラブ クドウ アツシ 様  
TEL

14:06

印紙税申告納付につき札帳中  
\*\*\*\*\*

お取引明細はお客さまの大切な個人情報です。お持ち帰りいただきますようお願いいたします。

印紙税納付の必要がない場合は \*印で消しております。裏面のご案内をあわせてご覧ください。

# 請 求 書

登録番号：T2440001000639

040-0036

**Kond** 株式会社 **近藤商会**

函館市東雲町4-13.  
函館市市議会市民クラブ

代表取締役社長 相川 良典

〒041-0824

函館市西桔梗町589番地(流通センター)

TEL:(0138)49-3311(代表)

FAX:(0138)49-3310

市民クラブ 様

取 引 銀 行

締切年月日	得意先コード
2025/06/20	XXXXXXXXXX

※インボイス制度開始に伴い、振込手数料はお客様ご負担でお願い申し上げます。

前のご請求額	ご入金額	差引繰越金額	当月税抜お買上額	消費税額	今回のご請求額
0	0	0	644	64	708

売上日付	伝票No.	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	消費税率
2025/6/5	A0000046196	IR-ADVC3520F III (6月分)	枚			0	10%
2025/6/5	A0000046196	4500 カーナビ-	枚	3	16.00	48	10%
2025/6/5	A0000046196	4500 カーナビリフト	枚	12	16.00	192	10%
2025/6/5	A0000046196	4500 ブラック	枚	202	2.00	404	10%
		【函館市役所内7階】					
2025/6/6	312098	キャノン NPG-67BKトナー 8524B001	個	1		0	10%
		【函館市役所7階】					
		【お買上額合計】					708
		内消費税額等 (課税対象額：)			(644)		64
		10% 分 ( )			(644)		64

毎度お引き立ていただき誠にありがとうございます。  
上記の通りご請求申し上げますので、ご照合の上、お支払くださいますようお願い申し上げます。

**【近藤商会からのお知らせ】**

当社HPでは、オフィスツアーやバーチャルツアー、セミナー開催のご案内など、さまざまな情報を発信しております。  
<https://www.kond.co.jp/>、もしくはQRコード読み取りから是非アクセスしてみてください。



令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 9

支出年月日	区 分		
令和7年8月4日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚		支払金額	
		1,820円	
摘要（品名）	数量	単価	金額
公文書の写し作成費（白黒） "	182枚	10	1,820

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

№ 003047

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 工藤篤様				
年度	7	会計	一般	金額
款	諸収入	項	雑入	¥1,820- (10%対象 内消費税額 165円)
目	雑入	節	その他の雑入	
摘要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
	上記金額を領収しました。 令和 7 年 8 月 4 日 函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野呂健尚			

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。



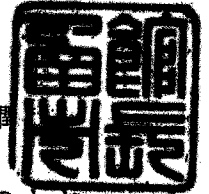
別記第2号様式(第4条関係)

公文書公開決定通知書

令和7年(2025年)7月28日

市議会 市民クラブ  
工藤 篤 様

函館市長 大 泉



令和7年7月11日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおり公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称	別紙のとおり
公開の日時および場所	令和7年8月4日16時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。
問合せ先	財務部財政課 電話0138-21-3530
備考	

注 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

## ○公文書の名称

- 1 平成17年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 2 平成18年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 3 平成19年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 4 平成20年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 5 平成20年度 市町村分地方交付税算定台帳【再算定】
- 6 平成21年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 7 平成22年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 8 平成22年度 市町村分地方交付税算定台帳【再算定】
- 9 平成23年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 10 平成23年度 市町村分地方交付税算定台帳【再算定】
- 11 平成24年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 12 平成24年度 市町村分地方交付税算定台帳【調整復活】
- 13 平成25年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 14 平成25年度 市町村分地方交付税算定台帳【調整復活】
- 15 平成26年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 16 平成26年度 市町村分地方交付税算定台帳【調整復活】
- 17 平成27年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 18 平成27年度 市町村分地方交付税算定台帳【調整復活】
- 19 平成28年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 20 平成29年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 21 平成30年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 22 平成30年度 市町村分地方交付税算定台帳【調整復活】
- 23 令和元年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 24 令和2年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 25 令和3年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 26 令和3年度 市町村分地方交付税算定台帳【再算定】
- 27 令和4年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 28 令和4年度 市町村分地方交付税算定台帳【再算定】
- 29 令和5年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 30 令和5年度 市町村分地方交付税算定台帳【再算定】
- 31 令和6年度 市町村分地方交付税算定台帳
- 32 令和6年度 市町村分地方交付税算定台帳【再算定】
- 33 平成28年度決算 公共施設整備等基金充当一覧

- 34 平成29年度 公共施設整備等基金充当可能事業費
- 35 平成30(2018)年度 公共施設整備等基金充当可能事業費
- 36 令和元(2019)年度 公共施設整備等基金充当可能事業費
- 37 令和5(2023)年度 公共施設整備等基金充当事業
- 38 令和6(2024)年度 公共施設整備等基金充当事業

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ


伝票番号 10

支出年月日	区 分		
令和7年8月6日	調査研究費・研修費・ <u>広報広聴費</u> ・会議費 資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚		支払金額	
		4,690円	
摘要 (品名)	数量	単価	金額
公文書の写し作成費 (白黒)	157枚	10	1,570
" (カラー)	52枚	60	3,120

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

№ 003052

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 工藤 篤 様				
年度	7	会計	一般	金額
款	諸収入	項	雑入	¥4,690 - (10%対象 内消費税額 426円)
目	雑入	節	その他の雑入	
摘要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
				
	上記金額を領収しました。 令和 7 年 8 月 6 日			登録番号 T6800020004010
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野呂健尚				

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和7年(2025年)8月1日

市議会 市民クラブ  
工藤 篤 様

函館市教育委員会教育長 藤井 壽夫

令和7年7月18日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市教育委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和7年8月6日14時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内容	別紙のとおり
	理由	別紙のとおり
※時限性公開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問合せ先	生涯学習部文化財課 0138-21-3456	
備考		

- 注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。
- 2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

○公文書の名称

- 1 令和6年9月13日付け供覧 定例会議議事録の供覧について
- 2 令和6年10月15日付け供覧 定例会議議事録の供覧について
- 3 令和6年11月20日 協議対応メモ（概要）
- 4 令和6年12月5日付け供覧 定例会議議事録の供覧について
- 5 令和7年1月14日付け供覧 定例会議議事録の供覧について
- 6 令和7年2月14日付け供覧 定例会議議事録の供覧について
- 7 令和7年3月13日付け供覧 定例会議議事録の供覧について
- 8 令和7年4月8日付け供覧 定例会議議事録の供覧について
- 9 令和7年4月7日付け供覧 予定議案の提出（6月補正予算）
- 10 令和7年4月11日付け決裁 令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金に係る計画変更について（増額）（重要文化財大谷派本願寺函館別院本堂ほか4棟 建造物保存修理事業）
- 11 令和7年5月9日付け供覧 定例会議議事録の供覧について
- 12 令和7年6月12日付け供覧 定例会議議事録の供覧について

○公開しない部分の内容および理由

- 1 令和6年9月13日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中  
(1) 個人の氏名（公務員を除く。）
- 2 令和6年10月15日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中  
(1) 個人の氏名（公務員の氏名を除く。）
- 3 令和6年11月20日 協議対応メモ（概要）中  
(1) 個人の氏名（公務員を除く。）
- 4 令和6年12月5日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中  
(1) 個人の氏名（公務員を除く。）、電話番号
- 5 令和7年1月14日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中  
(1) 個人の氏名（公務員を除く。）
- 6 令和7年2月14日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中  
(1) 個人の氏名（公務員を除く。）
- 7 令和7年3月13日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中  
(1) 個人の氏名（公務員および公表されている者を除く。）
- 8 令和7年4月8日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中  
(1) 個人の氏名（公務員を除く。）

9 令和7年4月7日付け供覧 予定議案の提出（6月補正予算）中

(1) 個人の氏名（公務員を除く。）

10 令和7年4月11日付け決裁 令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金に係る計画変更について（増額）（重要文化財大谷派本願寺函館別院本堂ほか4棟 建造物保存修理事業）中

(1) 個人の氏名（公務員を除く。）

11 令和7年5月9日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中

(1) 個人の氏名（公務員および公表されている者を除く。）

12 令和7年6月12日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中

(1) 個人の氏名（公務員を除く。）

当該情報については、特定の個人が識別され得る情報であって、公表されておらず、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

7 令和7年3月13日付け供覧 定例会議議事録の供覧について中

(1) 法人の口座情報、メールアドレス

10 令和7年4月11日付け決裁 令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金に係る計画変更について（増額）（重要文化財大谷派本願寺函館別院本堂ほか4棟 建造物保存修理事業）中

(1) 法人のメールアドレス

当該情報については、公開されていない法人内部の情報であり、これらを公開した場合、当該法人の事業運営上支障を来すことから函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。



令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 12

支出年月日	区 分		
令和7年9月24日	調査研究費・研修費・ <u>広報広聴費</u> ・会議費 資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費		
支払先 株式会社三省堂書店 函館営業所川原店			支払金額
			1,980円
摘要（品名）	数量	単価	金額
白人ナショナリズム	1冊	880	880
暇と退屈の倫理学	1冊	990	990
原子力時代における哲学	1冊	1,980	1,980
（消費税10%、350円を含む）			3,850
但し、以下の2冊は自己負担とする			
白人ナショナリズム	1冊	880	880
暇と退屈の倫理学	1冊	990	990
自己負担小計			1,870
差 引			1,980

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

# 領 収 証

(Receipt)

No 152227

市民クラブ

様

¥ 3850

	品 名 (Articles)	数 量 (Quantity)	単 価 (Unit Price)	合 計 (Amount)
内	白人ナショナリズム	1		880
	暇と退屈の倫理学	1		990
訳	原子力時代における哲学	1		1980

上記代金正に領収致しました  
(消費税等10%350円を含んでいます)

2025年 9月 24日

〒041-0844 北海道函館市川原町4-18

株式会社三省堂書店函館営業所川原店

TEL 店舗 0138-30-2466

FAX 0138-55-5310

登録番号:T7010001016830

売場		係員	
----	--	----	--

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 13

支出年月日	区 分		
令和7年9月24日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚			支払金額
			4,990円
摘要（品名）	数量	単価	金額
公文書の写し作成費（白黒）	499枚	10	4,990

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

№ 003073

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 工藤 篤 様				
年 度	7	会 計	一 般	金 額
款 目	諸収入 雑入	項 節	雑入 その他の雑入	¥4,990- <span style="font-size: 0.8em;">（10%対象 内消費税額 453円）</span>
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			
上記金額を領収しました。 令和 7 年 9 月 24 日 函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野呂健尚				
				登録番号 76600020004010 

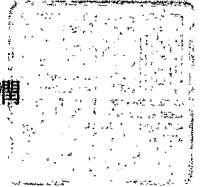
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和7年(2025)年9月22日

市議会 市民クラブ  
工藤 篤 様

函館市長 大 泉 潤



令和7年8月25日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和7年9月24日 9時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	企画部計画推進室計画調整課 電話21-3694	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

## 別紙

### ○ 公文書の名称

1	令和3年	4月	1日	決裁	寄附採納について
2	令和3年	4月	1日	決裁	寄附採納について
3	令和3年	4月	2日	決裁	寄附金の納付について
4	令和3年	4月	2日	決裁	寄附金の納付について
5	令和3年	5月	6日	決裁	受領証の発行について
6	令和3年	5月	14日	決裁	受領証の発行について
7	令和3年	6月	14日	決裁	寄附採納について
8	令和3年	6月	22日	決裁	受領証の発行について
9	令和4年	1月	6日	決裁	寄附採納について
10	令和4年	1月	18日	決裁	寄附採納について
11	令和4年	1月	26日	決裁	受領証の発行について
12	令和4年	2月	7日	決裁	受領証の発行について
13	令和4年	4月	1日	決裁	寄附採納について
14	令和4年	4月	1日	決裁	寄附採納について
15	令和4年	5月	13日	決裁	受領証の発行について
16	令和4年	5月	19日	決裁	受領証の発行について
17	令和4年	5月	20日	決裁	寄附採納について
18	令和4年	5月	30日	決裁	受領証の発行について
19	令和4年	6月	7日	決裁	寄附採納について
20	令和4年	6月	17日	決裁	受領証の発行について
21	令和4年	7月	7日	決裁	寄附採納について
22	令和4年	7月	27日	決裁	受領証の発行について
23	令和5年	1月	16日	決裁	寄附採納について
24	令和5年	2月	1日	決裁	受領証の発行について
25	令和5年	3月	23日	決裁	寄附採納について
26	令和5年	3月	23日	決裁	寄附金の納付について
27	令和5年	3月	31日	決裁	受領証の発行について
28	令和5年	4月	1日	決裁	寄附採納について
29	令和5年	4月	1日	決裁	寄附採納について
30	令和5年	5月	11日	決裁	受領証の発行について
31	令和5年	5月	11日	決裁	受領証の発行について
32	令和5年	5月	24日	決裁	寄附採納について

33	令和5年	5月29日	決裁	寄附採納について
34	令和5年	6月6日	決裁	受領証の発行について
35	令和5年	6月15日	決裁	寄附採納について
36	令和5年	6月21日	決裁	受領証の発行について
37	令和5年	6月22日	決裁	受領証の発行について
38	令和5年	12月12日	決裁	寄附採納について
39	令和5年	12月27日	決裁	寄附採納について
40	令和6年	1月9日	決裁	受領証の発行について
41	令和6年	1月16日	決裁	受領証の発行について
42	令和6年	1月25日	決裁	寄附採納について
43	令和6年	2月7日	決裁	寄附採納について
44	令和6年	3月4日	決裁	受領証の発行について
45	令和6年	3月6日	決裁	受領証の発行について
46	令和6年	4月1日	決裁	寄附採納について
47	令和6年	4月1日	決裁	寄附採納について
48	令和6年	5月10日	決裁	受領証の発行について
49	令和6年	5月10日	決裁	受領証の発行について
50	令和6年	5月21日	決裁	寄附採納について
51	令和6年	5月30日	決裁	受領証の発行について
52	令和6年	6月17日	決裁	寄附採納について
53	令和6年	6月28日	決裁	受領証の発行について
54	令和6年	7月9日	決裁	寄附採納について
55	令和6年	7月29日	決裁	寄附採納について
56	令和6年	7月30日	決裁	受領証の発行について
57	令和6年	8月26日	決裁	受領証の発行について
58	令和6年	9月11日	決裁	寄附採納について
59	令和6年	9月30日	決裁	寄附採納について
60	令和6年	10月22日	決裁	受領証の発行について
61	令和6年	11月5日	決裁	寄附採納について
62	令和6年	11月6日	決裁	受領証の発行について
63	令和6年	12月10日	決裁	寄附採納について
64	令和6年	12月11日	決裁	受領証の発行について
65	令和6年	12月23日	決裁	寄附採納について
66	令和6年	12月26日	決裁	寄附採納について
67	令和6年	12月27日	決裁	寄附採納について
68	令和7年	1月8日	決裁	受領証の発行について

- |     |                  |       |    |                    |
|-----|------------------|-------|----|--------------------|
| 69  | 令和7年             | 1月22日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 70  | 令和7年             | 1月29日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 71  | 令和7年             | 2月4日  | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 72  | 令和7年             | 2月12日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 73  | 令和7年             | 2月26日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 74  | 令和7年             | 3月7日  | 決裁 | 寄附採納について           |
| 75  | 令和7年             | 3月13日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 76  | 令和7年             | 3月13日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 77  | 令和7年             | 3月17日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 78  | 令和7年             | 3月17日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 79  | 令和7年             | 3月26日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 80  | 令和7年             | 3月27日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 81  | 令和7年             | 3月27日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 82  | 令和7年             | 4月1日  | 決裁 | 寄附採納について           |
| 83  | 令和7年             | 4月1日  | 決裁 | 寄附採納について           |
| 84  | 令和7年             | 4月10日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 85  | 令和7年             | 4月15日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 86  | 令和7年             | 4月17日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 87  | 令和7年             | 4月17日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 88  | 令和7年             | 4月23日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 89  | 令和7年             | 5月2日  | 決裁 | 寄附採納について           |
| 90  | 令和7年             | 5月12日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 91  | 令和7年             | 5月12日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 92  | 令和7年             | 5月22日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 93  | 令和7年             | 6月10日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 94  | 令和7年             | 6月12日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 95  | 令和7年             | 6月17日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 96  | 令和7年             | 6月25日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 97  | 令和7年             | 7月3日  | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 98  | 令和7年             | 7月15日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 99  | 令和7年             | 8月1日  | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 100 | 令和7年             | 8月14日 | 決裁 | 受領証の発行について         |
| 101 | 令和7年             | 8月14日 | 決裁 | 寄附採納について           |
| 102 | (内閣府地方創生推進事務局資料) |       |    | 企業版ふるさと納税リーフレット    |
| 103 | (内閣府地方創生推進事務局資料) |       |    | 制度概要               |
| 104 | (内閣府地方創生推進事務局資料) |       |    | 企業版ふるさと納税(人材派遣型)概要 |

- 105 (内閣府地方創生推進事務局資料) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する  
Q&A〔認定申請編〕
- 106 (内閣府地方創生推進事務局資料) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する  
Q&A〔事業実施・実施状況報告編〕
- 107 (内閣府地方創生推進事務局資料) 「寄附を行うことの代償として経済的な利益を  
供与すること」についての解説
- 108 (内閣府地方創生推進事務局資料) 「寄附を行うことの代償として経済的な利益を  
供与すること」等に係るQ&Aの内容
- 109 (内閣府地方創生推進事務局資料) 物品による寄附の手続きに係るQ&Aの内容

○ 公開しない部分の内容および理由

- |    |      |     |     |    |             |
|----|------|-----|-----|----|-------------|
| 1  | 令和3年 | 4月  | 1日  | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 2  | 令和3年 | 4月  | 1日  | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 5  | 令和3年 | 5月  | 6日  | 決裁 | 受領証の発行について中 |
| 6  | 令和3年 | 5月  | 14日 | 決裁 | 受領証の発行について中 |
| 7  | 令和3年 | 6月  | 14日 | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 8  | 令和3年 | 6月  | 22日 | 決裁 | 受領証の発行について中 |
| 9  | 令和4年 | 1月  | 6日  | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 10 | 令和4年 | 1月  | 18日 | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 11 | 令和4年 | 1月  | 26日 | 決裁 | 受領証の発行について中 |
| 12 | 令和4年 | 2月  | 7日  | 決裁 | 受領証の発行について中 |
| 13 | 令和4年 | 4月  | 1日  | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 14 | 令和4年 | 4月  | 1日  | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 17 | 令和4年 | 5月  | 20日 | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 19 | 令和4年 | 6月  | 7日  | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 21 | 令和4年 | 7月  | 7日  | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 23 | 令和5年 | 1月  | 16日 | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 25 | 令和5年 | 3月  | 23日 | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 28 | 令和5年 | 4月  | 1日  | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 29 | 令和5年 | 4月  | 1日  | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 32 | 令和5年 | 5月  | 24日 | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 33 | 令和5年 | 5月  | 29日 | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 35 | 令和5年 | 6月  | 15日 | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 38 | 令和5年 | 12月 | 12日 | 決裁 | 寄附採納について中   |
| 39 | 令和5年 | 12月 | 27日 | 決裁 | 寄附採納について中   |

42	令和6年	1月25日	決裁	寄附採納について中
43	令和6年	2月7日	決裁	寄附採納について中
46	令和6年	4月1日	決裁	寄附採納について中
47	令和6年	4月1日	決裁	寄附採納について中
50	令和6年	5月21日	決裁	寄附採納について中
52	令和6年	6月17日	決裁	寄附採納について中
54	令和6年	7月9日	決裁	寄附採納について中
55	令和6年	7月29日	決裁	寄附採納について中
58	令和6年	9月11日	決裁	寄附採納について中
59	令和6年	9月30日	決裁	寄附採納について中
61	令和6年	11月5日	決裁	寄附採納について中
63	令和6年	12月10日	決裁	寄附採納について中
65	令和6年	12月23日	決裁	寄附採納について中
66	令和6年	12月26日	決裁	寄附採納について中
67	令和6年	12月27日	決裁	寄附採納について中
70	令和7年	1月29日	決裁	寄附採納について中
74	令和7年	3月7日	決裁	寄附採納について中
75	令和7年	3月13日	決裁	寄附採納について中
76	令和7年	3月13日	決裁	寄附採納について中
77	令和7年	3月17日	決裁	寄附採納について中
78	令和7年	3月17日	決裁	寄附採納について中
82	令和7年	4月1日	決裁	寄附採納について中
83	令和7年	4月1日	決裁	寄附採納について中
86	令和7年	4月17日	決裁	寄附採納について中
87	令和7年	4月17日	決裁	寄附採納について中
88	令和7年	4月23日	決裁	寄附採納について中
93	令和7年	6月10日	決裁	寄附採納について中
94	令和7年	6月12日	決裁	寄附採納について中
95	令和7年	6月17日	決裁	寄附採納について中
98	令和7年	7月15日	決裁	寄附採納について中
101	令和7年	8月14日	決裁	寄附採納について中

- (1) 担当者の氏名（公表されているものを除く。）
- (2) 担当者の電話番号（公表されているものを除く。）
- (3) 担当者のFAX番号（公表されているものを除く。）
- (4) 担当者のメールアドレス

- (5) 寄附者および寄附企業内の従業員の出身地
- (6) 寄附者の家族状況に係る情報

当該情報については、特定個人のプライバシーに関する情報であり、公表されておらず、通常他人に知られたいと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当します。

61 令和6年11月 5日決裁 寄附採納について中

- (1) 経営の方針に係る情報

当該情報については、公にされていない当該法人の組織・経営の方針等に係る情報であって、公にすることにより、その事業活動が損なわれると認められるため、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

21	令和4年 7月 7日決裁	寄附採納について中
22	令和4年 7月27日決裁	受領証の発行について中
39	令和5年12月27日決裁	寄附採納について中
40	令和6年 1月 9日決裁	受領証の発行について中
42	令和6年 1月25日決裁	寄附採納について中
43	令和6年 2月 7日決裁	寄附採納について中
44	令和6年 3月 4日決裁	受領証の発行について中
54	令和6年 7月 9日決裁	寄附採納について中
55	令和6年 7月29日決裁	寄附採納について中
56	令和6年 7月30日決裁	受領証の発行について中
58	令和6年 9月11日決裁	寄附採納について中
59	令和6年 9月30日決裁	寄附採納について中
61	令和6年11月 5日決裁	寄附採納について中
63	令和6年12月10日決裁	寄附採納について中
65	令和6年12月23日決裁	寄附採納について中
66	令和6年12月26日決裁	寄附採納について中
67	令和6年12月27日決裁	寄附採納について中
70	令和7年 1月29日決裁	寄附採納について中

72	令和7年	2月12日	決裁	受領証の発行について中
74	令和7年	3月7日	決裁	寄附採納について中
75	令和7年	3月13日	決裁	寄附採納について中
76	令和7年	3月13日	決裁	寄附採納について中
77	令和7年	3月17日	決裁	寄附採納について中
78	令和7年	3月17日	決裁	寄附採納について中
79	令和7年	3月26日	決裁	受領証の発行について中
81	令和7年	3月27日	決裁	受領証の発行について中

(1) 寄附情報（企業名、本社所在地、寄附内容および寄附目的が判明する記述）（公表しているものを除く。）

当該情報については、本市以外の自治体に寄附を実施している法人の寄附情報が含まれており、当該情報が公開されることにより、自治体間の寄附金額の多寡が判明してしまうほか、寄附を実施していない自治体との関係も憂慮され、当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

7	令和3年	6月14日	決裁	寄附採納について中
8	令和3年	6月22日	決裁	受領証の発行について中
19	令和4年	6月7日	決裁	寄附採納について中
35	令和5年	6月15日	決裁	寄附採納について中

(1) 法人の代表者の印影

当該情報については、重要な法手続きにおいて使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

参考様式第1号

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 14

支出年月日	区 分		
令和7年9月24日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社 サンテックス		支払金額	
		2,860円	
摘要 (品名)	数量	単価	金額
AER100-A3 αエコペーパー タイプR100 A3 3冊	1	2,600	2,600
消費税 10%			260

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証

№ 04399

市民クラブ 様

2025年9月24日

金額		百	十	万	千	百	十	円
				¥	2	8	6	0

収 入  
印 紙

ご入金種別

現金	¥
小切手	¥
銀行 振込	¥
相殺	¥
約手	¥
為手	¥

但しコピー用紙代として

上記金額正に領収致しました

税率	税抜金額	¥	2,600
10%	消費税額	¥	260

税率	税抜金額	¥
8%	消費税額	¥

SUNTEX

株式会社 サンテックス

〒041-0844  
函館市川原町7番5号  
TEL(0138)84-8200  
登録番号 T5440001005263

取扱者印



※領収責任者及び  
取扱者印ないも  
のは無効です

